（生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正）

第八条　生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(3)　（略）	(3)　（略）
二～四　（略）	二～四　（略）
2　（略）	2　（略）

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置） **第四条**　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項、次条第一項並びに附則第六条及び第七条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用（第三条第二号に規定する場合（次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。）における適用を除く。）については、第十条第五号及び様式第一号（裏面）中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体又は同条第十項に規定する職業紹介事業者で地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者」とする。 2　（略）	**附　則** （生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置） **第四条**　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項、次条第一項並びに附則第六条及び第七条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用（第三条第二号に規定する場合（次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。）における適用を除く。）については、第十条第五号及び様式第一号（裏面）中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は同条第九項に規定する職業紹介事業者で地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者」とする。 2　（略）
第五条　（略） 2　法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。 一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体（職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体をいう。第七条第一号において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第四条第十項に規定する職業紹介事業者をいう。同号において同じ。）　前条第二項第三号に掲げる事項 二　（略） 3　（略）	**第五条**　（略） 2　法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。 一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体（職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体をいう。第七条第一号において同じ。）又は職業紹介事業者（同法第四条第九項に規定する職業紹介事業者をいう。同号において同じ。）　前条第二項第三号に掲げる事項 二　（略） 3　（略）